

令和3年度第1回みよし市地区拠点施設整備協議会

次 第

とき 令和3年7月30日(金)

午前10時30分から

ところ 市役所3階研修室3・4・5

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 自己紹介

4 委員長及び副委員長の選出

5 議題

(1) (仮称) みなよし地区拠点施設整備スケジュールについて

P3

(2) (仮称) みなよし地区拠点施設建設工事に係る基本設計について

P4

(3) 市民対象ワークショップの結果について

P8

みよし市地区拠点施設整備協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	団体名等
学識経験を有する者	加藤武志	中京大学現代社会学部講師 まち楽房有限会社
市民の代表	藤根金光	区長会代表 打越区長
	三ツ本 隆	区長会代表 三好丘緑区長
利用者代表	西山 はま子	いきいきクラブみよし連合会副会長
	岡本 清則	みよし市文化協会副会長
	別所 さつみ	三好さんさんスポーツクラブ代表
市民活動団体の代表	新谷 千晶	特定非営利活動法人 あいちNPO市民ネットワークセンター 理事長
市長が必要と認める者	本田 義光	みよし市立南中学校PTA会長
	外山 聰	みよし市立南部小学校PTA会長

任期：委嘱の日から令和4年3月31日まで

○みよし市地区拠点施設整備協議会設置要綱

平成27年1月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市地区拠点施設整備協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、自治の主役である市民の主体的なまちづくりの推進を支援できるように、きたよし、なかよし、みなよしの各地区に必要な施設について協議検討を行う。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者の中から市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、地区拠点施設整備担当課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則（平成27年1月15日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

みよし市地区拠点施設整備協議会委員

附属機関名	担任する事項	定数	委員の選任基準
みよし市地区拠点施設整備協議会	各地区に必要な拠点施設の整備に関する調査審議	11人以内	学識経験を有する者 市民 利用者の代表者 市民活動団体の代表者 市長が必要と認める者

みなよし地区拠点施設整備スケジュール（案）

区分	令和2年度							令和3年度												令和4年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建設工事 設計業務委託 (継続費)								・設計 ・入札 ・契約				調査・調整							調査・調整												
庁内調整会議 (地区拠点施設整備検討部会等)																															
地区拠点施設整備協議会																															
みなよし地区 ワークショップ								① 第1回WS 10/11 地元調整											⑦-1 第1回協議会の内容報告												
								② 第2回WS 11/29											⑪-1 第2回協議会の内容報告												
市長・副市長																															
議会																															

(仮称)みなし地区拠点施設建設工事に係る基本設計について

1 みなし市地区拠点施設整備基本計画

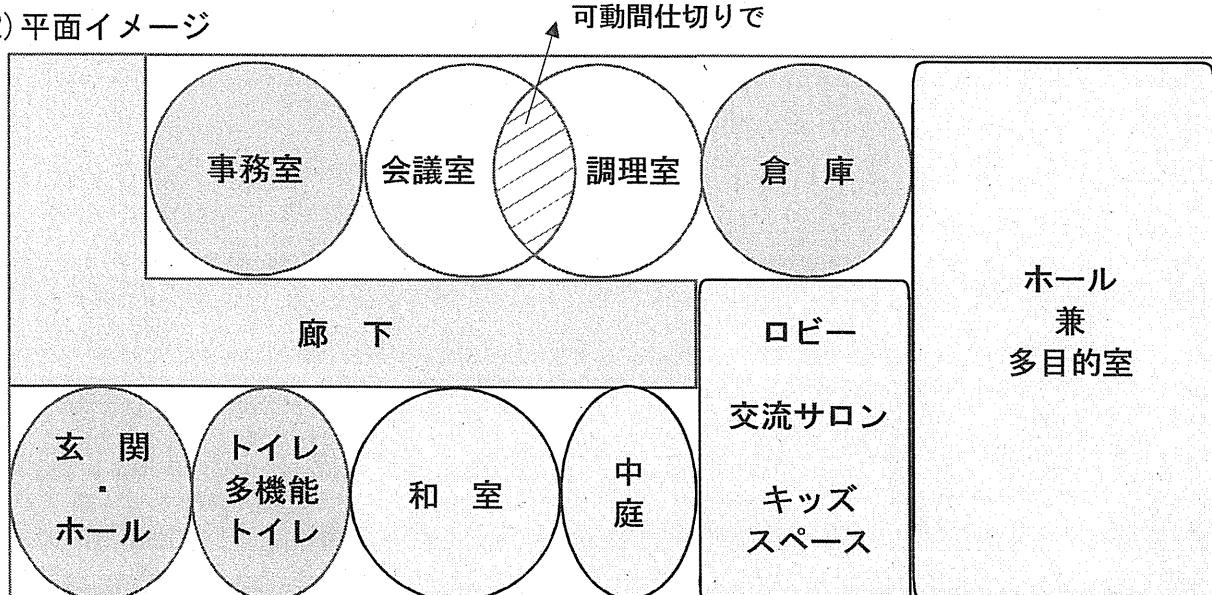
既存施設となる明越会館は、愛知県により昭和 56 年に建築し、同年に本市へ移管され開館した施設で、現状、外壁にクラックが入り雨水が浸み込んでいるような現状であり、老朽化が顕著となっています。さらに、電気設備や給排水も建物と同様に老朽化が進んでおり、みなし地区拠点施設整備に当たっては、新たな施設を整備し、既存施設を解体撤去するものとします。

なお、施設の設計に際しては、地区住民の意見を取り入れながら実施することとします。

(1) 施設の主要な部屋の構成について

部 屋	必要規模	備 考
ホール兼 多目的室	1 室	多目的室は既存施設にある一方、ホールは既存施設にはないが、必要な部屋であるため整備する。
会議室	1 室	既存施設にはない部屋であるが、必要な部屋であるため整備する。
調理室	1 室	既存施設にある部屋であるため、同等以上の部屋を整備する。
和 室	1 室	既存施設にある部屋であるため、同等以上の部屋を整備する。
交流サロン	1	地域コミュニティの醸成に欠かせない部屋であるため、交流サロン等のゆとりのスペースを整備する。
キッズスペース	1	子育て世代の利用を促すには欠かせない部屋であるため、交流サロン等のスペースと兼用することも検討しながら整備する。
事務室・トイレ・倉庫	各 1	管理上必要なスペースであるため整備する。

(2) 平面イメージ



2 建設予定場所について

みよし市地区拠点施設整備基本計画では、新たな施設を既存施設の南側に建設し、既存施設を解体後、施設の南北に駐車場を配し、東面の南部地区コミュニティ広場の多目的広場の一体感を確保する（別図1参照）こととしていたが、現状において、南部地区コミュニティ広場の利用者を含め、駐車場の確保が課題となっており、駐車場の不足分を隣接する南部小学校の駐車場や緑と花のセンターの駐車場を臨時に利用し対応している。

今回、みなよし地区拠点施設の整備に当たり、南部小学校の駐車場用地の活用について調整をしたところ、以下の条件で建設用地として利用できる見通しとなりました（別図2参照）。

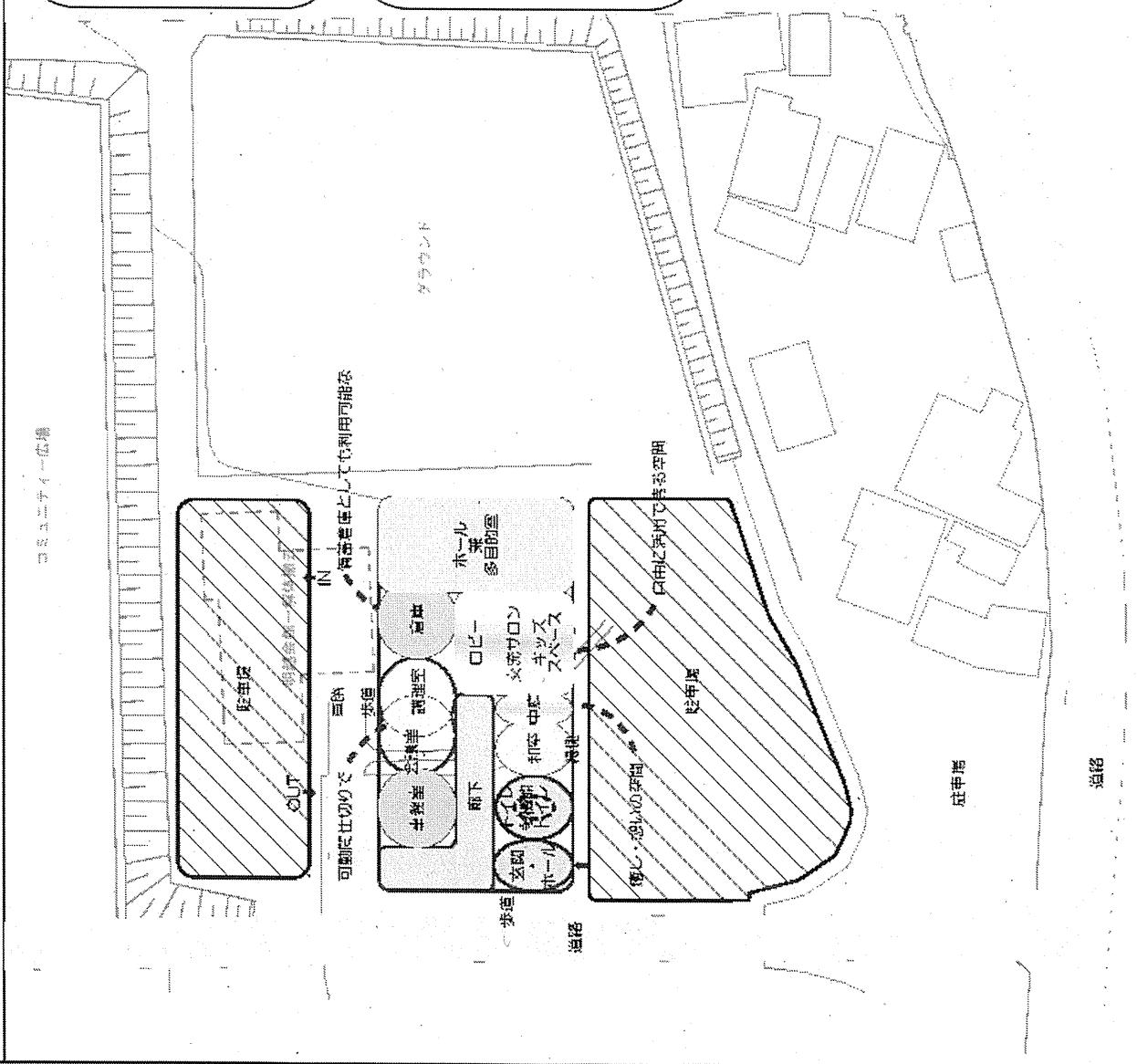
- (1) 学校も必要に応じ、駐車場の利用を可能とすること。
- (2) 児童の登下校時の安全確保を図るため、南部小学校に面した道路からの駐車場への出入りはしないこと。
- (3) 令和7年度からの南部小学校大規模改修に備え、放課後児童クラブの別棟での建設が必要となるため、放課後児童クラブの建設及びクラブ利用者用駐車場用地（15台分）、教職員の駐車場が確保できる事業計画とすること。

3 今後のスケジュールについて

開催日	内 容		備 考
7月 30日	第1回みよし市地区拠点施設整備協議会		
8月	上旬	市関係所管課へ施設に盛り込むべき機能の意見集約	
	中旬		
	下旬	みなよし地域の行政区への情報共有	
9月			
10月	下旬	第2回みよし市地区拠点施設整備協議会 ・施設の機能について ・平面パース案の提案 ・基本設計案の提案	
11月	下旬	みなよし地域の行政区への情報共有	
12月			
令和4年 1月			
2月	下旬	第3回みよし市地区拠点施設整備協議会 ・平面、立面パース最終案の提案 ・基本設計最終案の提案	
3月	中旬	基本設計公表	

みどり市地区拠点施設

卷之三



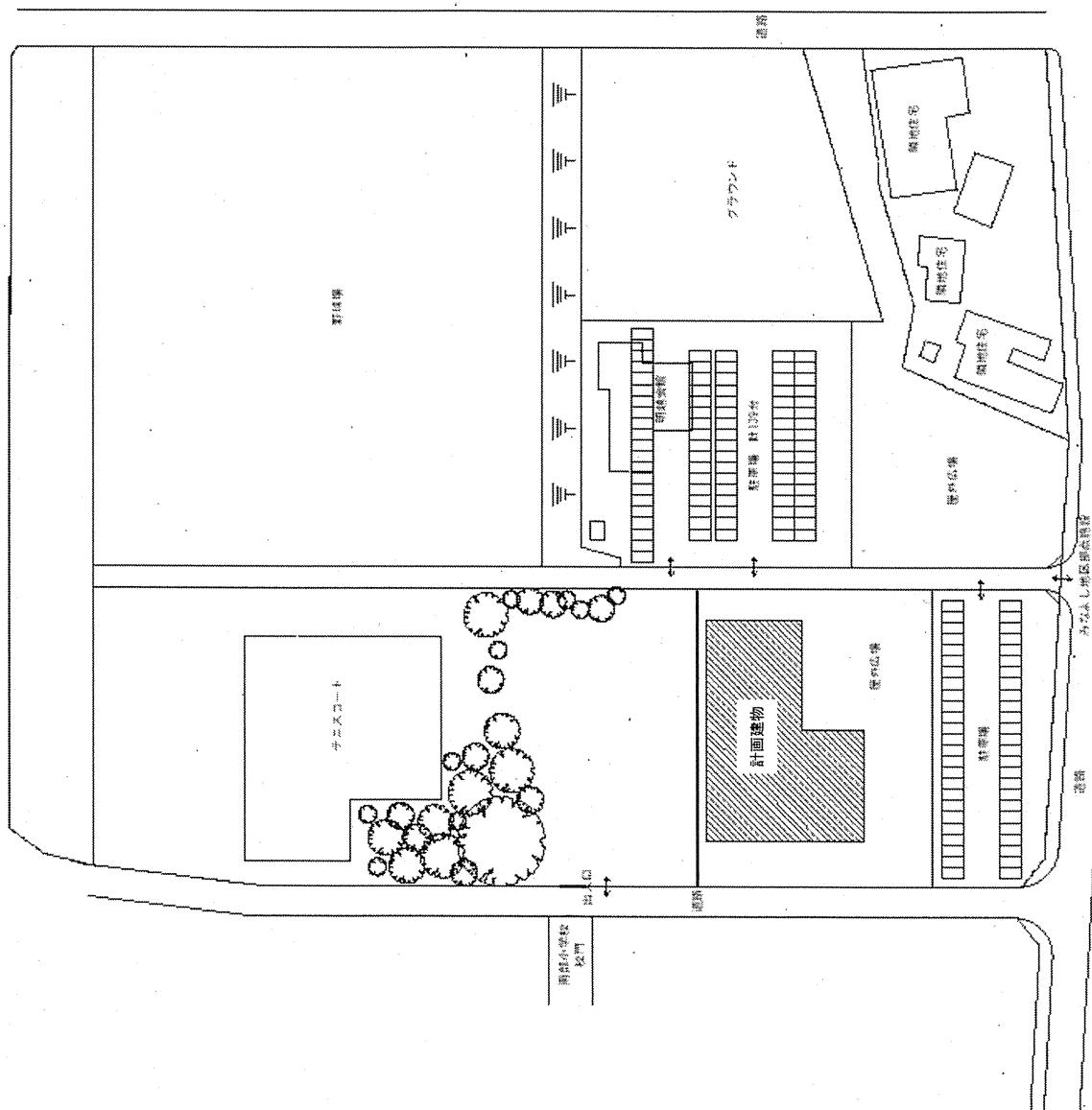
整備方針概要

- 新たな施設を整備し、既存施設を解体撤去する。
 - 南北に駐車場を配し、東面の既設グラウンドとの一体感を確保。
 - 敷地の特性を活用し室内への採光や通風など、室内環境へ配慮された建物を目指す。

別図1



別図2



新規登録		登録情報		登録履歴	
登録番号	登録日	登録者名	登録者性別	登録者年齢	登録者会員登録状況
新規登録	2021/01/01	新規登録	男	30-40代	会員登録済

市民対象ワークショップの結果について

1 開催日

第1回 令和2年10月11日(日) 午前10時から午後0時30分まで
第2回 令和2年11月29日(日) 午前10時から午後0時30分まで

2 場所

明知上公民館 ホール

3 参加者

みなしよし地区(明知上・明知下・打越・山伏)の市民で各行政区から推薦された者(24人)。
なお、公募の参加者を募り、1名の参加がありました。

4 ファシリテーター

特定非営利活動法人 あいちNPO市民ネットワークセンター

5 ワークショップのテーマ

施設に必要な役割について、グループ毎に「生き生き」「安全安心」「魅力・活力」の4つのテーマでグループワークを行った。

6 第1回 第1回のワークショップで出した意見をもとに、施設の利用形態ごとの活動内容について、活動の役割や利用対象、利用頻度等をもとに、必要な施設の機能を具体的に考え、優先すべき順位について、グループワークで話し合った。

7 市民ワークショップの意見まとめ

どんな地域を目指したいか？ 多世代が楽しく交流・コミュニケーションが取れる、安全・安心な住みやすい地域

グループテーマ	論点	どんな使い方	施設が有すべき機能
イベント・体験スペース	多世代が参加して地域の特色で活性化を図る	夏祭りや防災キャンプ、文化祭など、季節ごとに交流イベントを開催する。また、もちろん地域で収穫した農作物や手作り品、リサイクル品などを販売するフリーマーケットをワンディイカフェとあわせて開催する。	* 広い土間、パーテーションの設置 * 可動式の舞台装置の設置(ホール兼多目的室) * 屋内外の往来がしやすい動線の確保
体育スペース	多目的に利用することができますので健康づくり	地域で盛んに行われるバスケットボールやハーネボール等の本格的なスポーツを楽しむことができる空間を確保する。 誰もが気軽に利用するできるトレーニング機器を設置し、基礎体力の向上を図る。	* 更衣室、シャワー室の設置 * 器具倉庫、運動可能な床組、壁構造
学びスペース	地域の特色を生かした学びやふれあいによるにぎわいづくり	子どもを中心には、外国人も含めた多世代の住民による調理実習を開催する。	* 子どもでも利用しやすい調理台(高さの調節が可能) *衛生的な床材の選定
フレースペース・共有スペース	多様な多世代交流で学び・ふれあう	おもちゃの制作や修理等を通じ、ものづくりの楽しさを学べる講座を開催する。 学習コーナーや作品展示スペース、地域食材を使用した料理の試食会場(ワンディカフェ)として利用する。 相談コーナー(介護、子育て等)として利用する。	* 作台、工具、材料置場 * 展示スペース、プロジェクター、公衆用Wi-Fi * ホワイトボード、本棚 * 公衆用Wi-Fi * 展示レール、スポットライト * 緑側、土間 * パーテーション

* 地区拠点施設に特に必要な機能として、多くの参加者が共感したもの